

2020年7月10日

購入先各位

パナソニック株式会社  
品質・環境本部  
グローバル調達社  
調達企画センター

化学物質管理ランク指針(製品版)における PFOA 制限内容の変更について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連物質は、当初 EU REACH 規則((EC)No 1907/2006)により制限される予定でしたが、EU POPs 規則((EU)No 2019/1021)に置き換えられ、2020年7月4日より規制が開始されています。置き換えの際に、一部の製品・調剤で代替が進んでいない用途を2年間除外するとして適用除外が追加されました。

現在、「化学物質管理ランク指針(製品版)」(以下、ランク指針と略記)はバージョン 12 を施行しておりますが、EU POPs 規則の上記適用除外を追加するなどしたランク指針バージョン 12.1 を 2020年9月下旬頃に発行・施行予定です。

敬具

記

購入先様へのご連絡

EU POPs 規則では、「400 キログレイ以下の電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての 1ppm 以下の PFOA およびその塩」について、2年間の適用除外が決定しており、本適用除外をランク指針バージョン 12.1 に反映いたします(含有率の分母は PTFE マイクロパウダーの重量)。

ただし、2年後に適用除外満了となる可能性があるため、生産・出荷などのリードタイムを要することを考慮し、適用除外満了前に納入禁止とさせていただくことを検討しています。つきましては、早期の代替をお願いいたします。

なお、上記の適用除外条件に該当する場合、2020年9月下旬施行予定のランク指針バージョン 12.1 施行前であっても、部品、材料等は納入いただけます。

以上